

議員（尾崎 忠義）

おはようございます。13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和元年12月多度津町議会第4回定例会におきまして、町長及び教育長そして各担当課長に対し、1. オスプレイの県内での日米合同訓練について、2. 消費税導入に伴う町の影響について、3. 町内文化財整備のための予算の増額についての3点を一般質問をいたします。

まず最初に、オスプレイの県内での日米合同訓練についてであります。

香川県へ米軍が来て、自衛隊と日米共同訓練の演習を実施することが、11月14日木曜日に防衛省から発表され、米軍オスプレイを使った実働訓練は四国で初めてのことであります。この共同訓練は、沖縄の負担軽減を理由に全国で始まっており、香川県もアメリカ軍の演習場とされようとしております。期間は、この12月1日から12月13日まで、滋賀、三重、岡山、香川を拠点にオスプレイも参加する日米共同訓練が行われ、香川は五色台の国分台自衛隊射撃練習場が基地になります。今回は、国分台、坂出、高松のほか、饗庭野演習場、今津駐屯地、滋賀県であります。日本原演習場、これは岡山県であります。明野駐屯地、三重県であります。これらでも実施予定で、この国分台から饗庭野へオスプレイによる隊員らの輸送を連携して行うとのことであり、また夜間飛行訓練のため、午後10時まで飛行することがあり得ると訓練内容が発表されており、自衛隊も飛行ルートなどの詳細を知らされていないと言われております。

オスプレイは、ご存じのように欠陥が多く、墜落事故が相次いでおり、徹底した原因究明がされないまま、運行の際にも激しい熱気や騒音で農作物や樹木を焼いたり、家畜や生活に大きな被害を与えて大問題になっております。

そこでお尋ねをいたします。

1点目には、沖縄普天間基地と東京横田基地に配備されているアメリカ軍機オスプレイ、つまり垂直離着陸機は、航空法で義務づけられている自動回転、つまりオートローテーション機能を有しておらず、同法施行規則に基づく耐空証明、つまり飛行の安全証明、これが受けられないため、本来なら国内で飛行できないことになっており、また航空管制が敷かれているのに、民間航空機の妨げにもなっておりますが、しかし、同機は日本全土を自由勝手に飛んでいるが、これについてどう考えるのか。

2点目に、対岸の火事ではなく、住民合意もなく訓練が圏内住民に与える影響は深刻で、我が多度津町としてはどう考えているのか。また、町長の見解はどうか。

3点目に、軍事費の増大と危険な日米合同訓練とオスプレイの飛行訓練を中止するように、国、県に対して、町として中止の抗議をすべきではないのか。

3点について、まず質問をいたします。

総務課長（岡部 登）

おはようございます。

尾崎議員のオスプレイが自由勝手に飛んでいるが、どう考えるのかについて答弁をさせ

ていただきます。

オスプレイの飛行訓練に関しましては、国において我が国の安全保障や航空安全上の観点とともに、地域住民の安全を考慮しながら適切に判断されるべきものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、オスプレイの飛行による住民への影響と町の考えについてについて答弁をさせていただきます。

アメリカ軍の輸送機オスプレイが参加する四国初の日米共同訓練が12月1日から13日の日程で高松、坂出の両市に跨る五色台の陸上自衛隊国分台演習場などで実施されておりますが、そのことにつきましては、香川県が事前に防衛省に安全面での徹底を要請しており、また香川県知事も、国には万全の対策で訓練に臨むことと十分な説明をお願いしたいと申し入れをされております。よって、ニュースで2日の飛行訓練は中止になったと聞きましたが、今後も香川県と連絡を密に、動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、日米合同戦争訓練とオスプレイの飛行訓練中止を町として抗議すべきではないのかについて答弁をさせていただきます。

日米安全保障条約が我が国の安全並びに極東の安全と平和の維持に寄与するために、米軍の我が国への駐留を認めていることは、すなわち米軍がこれらの機能の維持のために飛行訓練を含めて、軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことは認められているということでもあります。しかし、一方で、米軍は全く自由に飛行訓練を行っても良いという訳ではなく、我が国の安全を考慮し、日米共同訓練並びにオスプレイの飛行訓練については最大限の安全性を確保し、地元を与える影響を最小限にする観点から、具体的な措置について、日米合同委員会において合意の上行っておりますので、町としての抗議は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁がありました。これも、アメリカ軍機の飛行情報を秘密にする日米合同委員会は密室協議で合意してやられているということでございます。ですから、この軍用機あるいは民間航空機に非常に影響がありまして、陸地で自由に飛行訓練を行っておりますから、実際にこれらは飛行ルートが一切知らされないために、今、現実に消防ヘリコプターやドクターヘリの安全をきわめて脅かしている危険なものでございます。そういう意味におきまして、この危ないオスプレイは、墜落する回数、危険度が非常に高い、また騒音被害、あるいは、これの墜落の危険性、それから部品落下などの事故が起きているということで大変危惧している訳でございます。

そのことから、町長の考え方、見解は、ただいま総務課から発表はありましたが、同じ

なのかどうかをお尋ねをしたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

見解としては全く一緒です。日米安全保障条約が我が国の安全並びに極東の安全と平和の維持に寄与するために、米軍の我が国への駐留を認めているということが、すなわち米軍がこれらの機能の維持のために飛行訓練を含めて、軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行われるということは認められているということでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

戦後、私たちは特に憲法問題で軽視されたことがあります。

一つは、第2章の戦争の放棄の軽視、権力の放棄の軽視の問題。それから、第2点目には、第8章の地方政治の件でございます。このように政府が国の最高法規としての憲法の象徴的規定、これを軽視続ければ、法令の遵守を幾ら強調しても、ルールなきルールが日常化するのとは避けがたいことでございます。そういう面におきましても、今、沖縄がご存じのとおり、非常に大変な状況でございます。地方政治、これこそが私たちが声を大にして、この誤った方向での施策を是正しなければならないと思います。

そこで、次に、消費税増税導入に伴う町の影響についてであります。

今年10月1日より消費税10%増税が導入されてから、約2カ月余り経過したところでございますが、コンビニでバイトをし、軽減税率の複雑さに困惑している高校生や大学生、店員。そして、お金を使わなくなったと話す主婦や買い物客など増税後の悪影響が地域に広がっていることが実感をされてきております。また、中小商店では、複数税率の注意点や業種に関わる点では、いまいちピンと来ていない、何をどうすればいいのか、パソコンへの打ち込み方が分からないなど、これらの迷いが出されている訳であります。また、課税業者が出す書類や納税時期での消費税の計算などの基本から、そしてインボイスの導入による影響と変化。また、請求書、領収書の書き方やインボイス制度が実施されたら、ただでさえ確実に少ない利益がなくなってしまう、また自分は関係ないと思っていた、そして課税業者になったら生活ができないなどの悩み、意見が多く出されている訳であります。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、2020年の個人確定申告は2月17日から3月16日の間に行われますが、新しい申告書の作成は旧8%、新8%、10%など4枚の書類や、税率別消費税計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表、つまり経過措置対象課税資産の譲渡を含む課税期間でございます。これらの複雑な計算での会計処理となり、法人、つまり会社の申告は12月になりますが、この10月決算から混乱しているのではないのか。

2点目には、1月から9月までと10月から12月までの売上金額、経費等を区分しなければならず、消費税対策の実施指導は町としてはどのようにしているのか。

3点目に、年末の資金繰りが苦しい業者に対しての町での融資制度は何があるのか。

4点目に、消費税10%増税導入による増収分での幼・保無償化制度で、国の2019年度分の財源が不足するということではありますが、多度津町には影響はないのか。

5点目に、町内に在住する3歳から5歳児園児の給食費の無償化は、少子化対策及び子育て支援としても対象家庭も少ないと思われるので、丸亀、三豊市のように来年度の予算に組み入れて実施すべきであるかどうか。

以上、5点について質問をいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の消費税増税に伴う町の影響についてのご質問のうち、3点目、年末資金繰りが苦しい業者に対しての町での融資制度は何かあるのかにつきまして答弁をさせていただきます。

本町では、ご質問にございます年末の資金繰りが苦しい場合に特化した融資制度はございませんが、中小企業向けの融資制度及び保証制度がございます。

融資制度といたしましては、多度津町中小企業融資制度があり、これは中小企業の方々の経営の安定及び成長の振興を目的とした融資制度でございます。

保証制度といたしましては、セーフティーネット保証制度があり、これは取引先企業等の倒産、事業活動の制限、自然災害、取引先金融機関の破綻と全国的な状況の悪化等により、経営の安定に支障を生じている中小企業に対して信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度でございます。

いずれの場合も、取引金融機関に事前相談の上、本町に申し出ていただくことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

税務課長（泉 知典）

尾崎議員の消費税増税に伴う町の影響についてのご質問のうち、消費税の申告等について答弁をさせていただきます。

1点目の消費税の確定申告についてですが、消費税の確定申告期限は個人事業主が翌年の3月31日、法人が事業年度終了から2カ月後で申告書は税務署へ提出するようになっておりますので、消費税の申告について町は携わってはおりません。今回の消費税引き上げにおいて、税務署では消費税軽減税率制度の説明会を4月から9月までの間に9日間、延べ18回行っており、チラシも関係民間団体及び商工会ほか各種団体等に配布するなど周知に努めていました。

2点目の消費税対策の実施指導は町としてどのようにしているのかについてですが、1点目で申し上げましたとおり、消費税については税務署が指導及び申告の受け付けをしております。ちなみに、今までに事業所等から消費税関係の問い合わせが数件ありましたので、税務署に問い合わせるようにご案内いたしました。なお、10月以降の問い合わせはございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の4点目の幼・保無償化制度で、国の財源不足による影響はないかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の無償化に伴い、これまで保護者負担となっていたゼロから2歳児の非課税世帯、及び3歳から5歳児の保育料を国、県、町で負担することになりました。これにより、国は新たな負担が増え、財源不足を引き起こしておりますが、本町に影響はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の3歳から5歳の幼稚園児の来年度からの給食費無償化の取り組みについてのご質問に答弁させていただきます。

尾崎議員のご指摘のとおり、丸亀市及び三豊市につきましては3歳から5歳児の給食費を市の単独事業として条件を設けず、全園児を無償化しております。これは、少子化対策及び子育て支援対策としては有効な施策であると思っておりますが、全園児を対象とすることは国庫補助の対象とならないため、多額の事業費を必要とします。また、保育所に通所している幼児に対する均衡も考慮すると、さらに事業費が増大することとなります。このようなことから、現在のところ、3歳から5歳児の全園児の給食費の無償化の方は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

消費税増税に伴う町の影響について再質問をいたします。

答弁の中にあります多度津町中小企業融資制度及びセーフティーネット保証制度を活用した実績を教えてくださいたいと思います。よろしく申し上げます。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

多度津町中小企業融資制度につきましては、平成30年度に2件、合わせて320万円、令和元年度は1件、200万円の融資を行っております。

もう一つ、セーフティーネット保証制度につきましては、現在活用されている事業者はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再々質問でございますが、現在、町内には資金繰りにお困りの小規模事業者が多くいらっしゃると思いますが、先ほどの答弁以外に身近な融資制度及び年末の資金繰り対策はあるかどうかをお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

先日、多度津商工会議所に確認いたしましたところ、商工会議所の経営指導を受けている小規模商工業者が経営改善に必要な資金を無担保、無保証人で活用できる制度として小規模事業者経営改善資金があるそうでございます。この資金は、運転資金や設備資金に活用でき、融資限度額は2,000万円でございます。なお、保証人、担保は不要とのことでございます。ご活用に当たっては、同商工会議所会頭の推薦が必要となることから、同商工会議所事務局にご相談いただきたいと思います。

また、香川県においては、経営安定融資制度、小口零細企業融資制度、危機関連融資制度等があり、年末に限らず、いつでも資金繰りに対応できる体制をとっているようでございます。活用に当たりましては、香川県商工労働部経営支援課中小企業対策相談窓口にお問い合わせいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、町内文化財整備のための予算の増額についてであります。

去る11月17日、日曜日に、観音寺市大野原町にて第3回大野原古墳まつりが午前9時より大野原八幡神社の境内で地元中学生による司会進行で進められ、観音寺市長、市議会議長、議員を始め、多くの来賓出席のもと、盛大に行われました。

国の指定史跡である大野原古墳群は、椀貸塚、6世紀後葉、また岩倉塚、これは6世紀後葉、そして平塚、7世紀初め、そして角塚、これは7世紀第2四半期に造られた順番で回り、造られた年代は古い順になっており、各年代ごとにそれぞれの特徴があり、そして石室の大きさも小さくなっていき、石室の形もだんだん変わっていく訳であります。また、石室に用いられている石の大きさも変わっていくのでありますが、石積みの段数は減り、用いられる石の一つ一つの大きさは大きくなっていくということでありました。この中では、未指定である岩倉塚古墳は、平成32年度の国の史跡指定を目指しているとのことでありました。

大野原古墳群は、半世紀余りの間に狭い地域の中に築造された例は全国的にも珍しく、今から1,400年前、聖徳太子や推古天皇らが活躍したのと同時代に築造されております。中でも平塚古墳は神社の御旅所となるなど、地元の人たちの暮らしに密着した存在で注目を浴びております。

当日、17日日曜日の古墳まつりには、スタンプラリーがあり、3つのスタンプを押してもらえばお土産がもらえたり、神社の境内には古墳うどんや高校生カフェも出店をしております。また、かわら工房での瓦の埴輪、古墳コースターなどのグッズの販売、ミカン、芋、抹茶の焼き菓子なども販売しており、大好評でありました。また、口笛世界チャンピオンの田所 敦氏による口笛演奏には、会場いっぱいの参加者で聞き入っていた状況でありました。最近では地域の誇り、後世へと国史跡にとボランティアが発掘を支えた坂出市府中町の讃岐国府跡、町並みと併せアピールしている戦国時代の終わり頃の東かがわ市引田の引田城跡の高石垣が相次いで国の指定史跡にと文部科学省に答申をし

ている訳であります。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、町内有形、無形文化財は現在幾つあるのか。また、町のまちづくり、古民家再生も含めて文化財予算は幾らあるのか。

2点目に、ボランティアでの草刈り、樹木の剪定、草抜き、清掃などをやっておりますが、林求馬邸の邸宅、庭園が極めて広く、せめて東側の駐車場の舗装ができないものか。

3点目に、町立資料館前の空き地、前真鍋産婦人科跡地を購入、もしくは借地でのバス、自家用車の乗り入れで見学できるように駐車場の確保ができないものか。

4点目に、白方古墳まつりの開催と林邸弘濱書院での公開講座など、中学生のふるさと学習の一環としてのガイド、案内での活動行事の参加、実施をしてはどうか。

5点目に、滋賀県栗東市で取り組んでいる、いきいき活動ポイント事業、つまり活動手帳の活用などのボランティア有償事業の取り組みで、町のボランティア活動を活発化させるための施策を実施して、ぜひ実現すべきと思うがどうか。

以上、5点についてお尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の町内有形、無形文化財は幾つあるかについてのご質問に答弁させていただきます。

文化財保護制度における文化財の分類は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建物群などとなっています。無形文化財とは、演劇、音楽、工芸技術などです。民俗文化財は、風俗、慣習、民俗芸能やこれを用いる衣服や家屋などで、有形民俗文化財と無形民俗文化財に分かれます。また、どこが指定しているか、登録しているかによって国指定、県指定、町指定、国登録などに分けられます。

町内には、国指定文化財は2件あります。うち、有形文化財である重要文化財が1件、史跡が1件です。県指定文化財は8件です。うち、有形文化財は3件、有形民俗文化財は2件、無形民俗文化財は1件、史跡1件、天然記念物1件です。町指定の文化財は43件です。うち、有形文化財は27件、有形民俗文化財は7件、無形民俗文化財は3件、史跡は6件です。国登録文化財は15件です。全て有形文化財です。

よって、有形文化財は31件、それに有形民俗文化財9件、登録有形文化財15件を加えると、有形の文化財は55件となります。また、無形文化財はございませんが、無形民俗文化財が4件あり、無形の文化財は4件ということになります。文化財予算については、文化財保護費として今年度は571万1,000円、それに加えて、埋蔵文化財発掘調査事業費が100万円で、合計671万2,000円です。

続いて、林求馬邸の東側の駐車場の舗装ができないかについての質問に答弁させていただきます。

林求馬邸東側の土地は町所有の土地で、現在は林求馬邸の利用者に対する駐車場として

活用している状況です。議員ご指摘の整備するための舗装となると、隣接地に周知の埋蔵文化財包蔵地、西山古墳があるため、周辺の意向の確認で事前調査が必要な場合があります。そのため、舗装ではなく防草砂を敷くという手法もあります。この手法は、町内にある向井原古墳において実施しており、盛り土の流出を防ぐこと、防草のための防草砂が効果を上げております。ただし、この古墳は町指定文化財に係る保全のためにあったので、既存の予算で対応可能でしたが、林求馬邸東側の用地は町指定の範囲外であるので、同様の対処を行う場合は、別途の予算が必要であります。

いずれにしましても、今後、この用地につきましての環境整備については、教育課だけでなく建設課、林求馬邸を管理する多度津文化財保存会とも相談しながら検討する必要があると考えております。

続いて、町内資料館を活用する駐車場の確保についてのご質問に答弁させていただきます。

現在、町立資料館の北側の空き地を購入もしくは借入する予定はございません。資料館をご利用される方々につきましては、資料館の駐車場、町役場の駐車場、職員駐車場をご利用いただくこととなります。

今後は、庁舎の移転の推移、また多度津町栄町付近の整備の状況、新たな都市計画の策定状況を見ながら、多度津の歴史、文化を示す貴重な資料の研究、保存、展示活用を考えた資料館の再整備計画を策定する中で、資料館の駐車場について検討する必要性が生まれてくるようになっていくと考えております。

続いて、中学生による古墳まつり、林求馬邸弘濱書院での公開講座についてのご質問に答弁させていただきます。

教育委員会の教育方針の一つに、多度津の「モノ、コト、ヒト」を大切にしたい教育を推進するということがあります。そのため、多度津町に関わる教材を取り上げ、「のびゆく多度津町、多度津人物ものがたり、多度津町文化財マップ」という副読本、資料を作成して、小学生に配布しております。小学生は、それらの資料を手がかりにして、林求馬邸、合田邸、資料館等の見学を実施しております。一方、中学生は、さらに小学校での学習を土台にして、より広い視野から多度津の「モノ、コト、ヒト」に関わり、地域でのボランティア活動に参加し、活躍しております。例えば、資料館での掲示、整理、また合田邸での清掃ボランティアなどに取り組んでおります。

かつて、金毘羅街道を調査研究した多中生が、自分が文献調査やフィールドワークして研究したことをもとに、町歩きの人々と一緒に歩いたり、紹介したりして好評を得たという事例があります。現在、議員ご指摘の古墳ガイド、公開講座は実施していませんが、今後は、金毘羅街道の研究をした多中生、多中吹奏楽部の取り組み等をモデルにして、歴史、文化財についても興味、関心を高め、他の人に説明したり、ガイドしたりする意欲や発信力を育てるとともに、そういう機会を学校、地域にも提供できるようにしたいと考えております。

最後に、栗東市のいきいき活動ポイント事業などの取り組みを参考にして、ボランティア有償事業を活用してはどうかについてのご質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘の栗東市のいきいき活動ポイント事業は、60歳以上の市民が行う介護支援ボランティア活動に対してポイントが付与され、ポイントに応じて作業所や協力事業の買い物券との交換、若しくは社会福祉で活用されている善意銀行や団体への寄附できる制度です。

この事業は、住民主体の通いの場、互助の充実を推進するとともに、社会参加活動を通じた高齢者自身の介護予防の推進を図れることを目的としているようです。こうした取り組みは、福祉分野において互助、助け合いの気持ちを醸成する効果が見えますが、環境保全、自然保護、伝統文化の継承や芸術の普及など多様な分野でも生かせる試みではないかと思います。

今後は、こうした先進的な取り組みや関係課の取り組みの状況を参考にしながら、検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま、林邸の東側の駐車場には、防草砂用の駐車場をするということですが、これについて少し予算的にはどのくらいでできるのか、平米当たりでもいいんですけど、ちょっと分かっておれば、ひとつお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの尾崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

林求馬邸の駐車場の整備につきましては、実施するというのが決定した訳ではございません。今後、検討をさせていただくということでございます。平米当たりの単価につきましても、予算は持っておりませんので、単価が平米当たり幾らとかというのを今申し上げることはできませんが、今後もお金が必要なことですので、予算等々確保できた折には実施したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後でございます。

滋賀県の栗東市で取り組んでいる、いきいき活動ポイント事業は、今、答弁ありましたように、これらについても拡充して、福祉のみならず、このように多度津町の方でも実施を検討するというのでございますので、ぜひこれらも併せて多度津町の活性化のために導入をしてほしい。また、文化財保存あるいはこれについては奉仕活動が大半でございます。そういう意味におきましても、ぜひ皆さん方が活動しやすくなるためにこれらの活用をして、参加が大勢来てできるように強く要望したいと思います。

これをもちまして私の一般質問3点に対して当局の答弁をいただきました。

誠にありがとうございました。私の質問を終わります。